

工事請負契約約款における単品スライド条項の適用

岐阜県が発注する建設工事に関して、工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用規定を定め、平成20年6月25日から適用するよう関係機関に通知いたしました。

1. 今回の運用基準について

①対象とする資材

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料(H型鋼、異形棒鋼、軽油など)

②請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する。